

国民投票法案に反対する

新聞等によれば、安倍内閣は国民投票法を与党単独で5月3日の憲法記念日までに強行採決する意向である。私たちは、これに断固として反対する。

第一に、国民投票法は改憲を前提としたものであるが、いま提起されている改憲の目的は日本をアメリカに従って戦争する国にすることであり、国連中心主義と地域共同体形成によって平和と緊張緩和を達成しようとする国際社会の動きに逆行している。また、最近の各種世論調査によれば、改憲を支持する者は国民の過半数に達しておらず、したがって改憲のための手続きを求める大義名分はない。

第二に、与党の国民投票案は欺瞞に満ちたものである。まず、憲法が改正要件として定める「国民の過半数」の賛成を「有効投票数の過半数」とし、改憲のハードルを押し下げている。また、投票日の14日前までは有料マスコミ広告を野放しにすることによって、宣伝戦を資金力のある与党に圧倒的に有利にしている。次いで、500万人にも及ぶ公務員と教員の言論・表現の自由を封じることによって、改憲を容易にしようとしている。さらに、憲法審議会と広報協議会を国会に設置し、その委員数を議席数に応じて比例配分することによって、これらがもっぱら改憲のための委員会として機能するようにしている。この他に、改憲案の一括投票を排除していない、改憲案の周知期間をわずか60～180日とし、公聴会も開かない、といった問題もある。

第三に、国民投票法案の強行採決が5月3日以降に及ぶと参院選で自民党に不利に働きかねないことを理由にしているが、これは議会制民主主義を否定する党利党略であり、許されることではない。

第四に、よりによって日本国憲法制定を記念する国民的祝日を、改憲のための手続き法を強行採決する日限に設定するのは、平和を愛好する内外の世論に対する挑戦であり、容認できない。

私たちは、科学・技術が人類の平和と福祉に貢献することを願う団体として、また公務員とそれに準ずる者あるいは教員を多数擁する団体として、改憲とそのための国民投票法案に断固として反対することを、重ねて表明する。

2007年3月4日

日本科学者会議常任幹事会